

## 附則

（実施期日）

この規定は、2024年10月1日から実施します。

（経過措置）

当社は、この規定実施の日から2025年2月28日までの間に、新たに320Mコースに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2025年3月31日まで以下の条件を適用します。

（1）320Mコースの料金額（月額）を1,905円（税込2,095円）とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。